

## 筑後市ホームページ広告取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、筑後市のホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 筑後市が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。
- (3) テキスト広告 市ホームページ内に表示される広告文字で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

### (広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告及びテキスト広告（以下「広告」という。）とする。

### (広告掲載の基準)

第4条 市ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページ内容の範囲は、筑後市広告掲載要綱（平成19年告示第61号。以下「要綱」という。）第2条の2及び第3条の規定によるものとする。

### (広告の掲載順位)

第5条 広告の掲載希望者が第9条第1項の枠数を超えた場合は、掲載する広告の順位は、次の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人又はこれらに類するもの（以下「国等」という。）に係るものの広告
- (2) 公共的性格のある法人（国等を除く。）で市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないもので市内に事業所等を有するものの広告
- (4) 前3号に該当しないものの広告

(広告掲載の位置)

第6条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページで市が指定した位置とする。

(広告掲載の料金)

第7条 広告の掲載料は、次の各号に掲げる広告主の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市ホームページの一部を広告業者に広告枠として売却した場合は、この限りでない。

(1) 市内に事業所等を有するもの 1枠につき月額9,000円

(2) 前号以外のもの 1枠につき月額1万1,000円

2 前項の規定にかかわらず、4月から翌年3月までを通じて掲載の申込みをするときは、同項の規定により算出した料金に10分の9を乗じて得た額を広告の掲載料とする。

(画像及び文字)

第8条 広告の原稿に用いる画像及び文字(以下「画像」という。)の規格は、次のとおりとする。

(1) GIF又はJPEG形式を用い、縦57ピクセル、横170ピクセル、5KB以内とすること。

(2) 文字色と背景色とのコントラスト(明度差)を十分なものとすること。

(3) 文字、イラスト等の解像度を高め、鮮明なものにすること。

(4) WEBアクセシビリティ(高齢者・障害者等配慮設計指針をいう。)に準拠した静止画とすること。

(5) テキスト広告の文字数は全角45文字までとし、文字の大きさは22文字以下及び23文字以上の場合の2通りとする。

(6) テキスト広告の枠及び文字色は青とする。

2 次に掲げるものは、画像として用いることができない。

(1) アラートマーク、アニメーション又はフラッシュ等点滅するもの

(2) 反転表示又は画像の切替わりがあるもの

(3) テキストボックスが表示されているもの

(4) プルダウンメニューが表示されているもの

(5) 閉じる、いいえ、キャンセル等のボタン又はラジオボタンを使用するもの

(6) 市政を連想させる表示を行なうことにより、市の事業と誤解されるおそれがあるもの

(7) その他市長が画像として不適切と認めるもの

(掲載)

第9条 広告を掲載する枠数は、15枠以下とする。

- 2 広告の掲載期間は、1月単位とし、最長12月とする。ただし、年度を越えて申し込むことはできない。
- 3 広告掲載期間中に、市のサーバ等のメンテナンス等により、ホームページの公開を停止する期間についても掲載期間に含まれるものとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 広告の掲載希望者は、掲載する広告を添えて、筑後市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号又は様式第1号の2)を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

- 第11条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、広告掲載の可否の決定に際し、要綱第6条に規定する広告掲載審査委員会の意見を聴くことができる。
  - 3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、筑後市ホームページ広告掲載決定通知(様式第2号)又は筑後市ホームページ広告非掲載決定通知(様式第3号)により広告の掲載希望者にその旨を通知するものとする。

(広告の掲載料の納付)

第12条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告掲載決定者」という。)は、市長の指定する期日までに広告の掲載料を一括して前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の辞退)

第13条 広告掲載決定者が、自己の都合により広告掲載を辞退するときは、筑後市ホームページ広告掲載辞退届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。この場合において、既に納付した広告の掲載料は返還しない。

(広告主の責務)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載決定者が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第 15 条 市長は、広告掲載決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載決定者が市長の指定する期日までに広告の掲載料を納付しないとき。
- (2) 広告掲載決定者が虚偽の申込みにより決定を受けたとき。
- (3) 広告掲載が決定した後、その広告掲載が適切でないと市長が認める事象が明らかとなったとき。

2 前項の規定により、広告掲載の決定を取り消した場合は、既に納付した広告掲載料は返還しない。

(広告の掲載料の返還)

第 16 条 市長は、広告掲載決定者の責に帰さない理由により広告の掲載ができなくなったときは、既に納付した広告の掲載料を当該広告掲載決定者に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告の掲載料は、掲載期間の残りの月数に応じて返還する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、暦日数による日割計算により 1 円未満の端数を切り捨てた額を返還するものとする。

(委任)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の筑後市ホームページ広告取扱要領の規定は、平成 22 年 2 月 8 日から適用する。

附 則

改正後の筑後市ホームページ広告取扱要領の規定は、平成 23 年 2 月 7 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 10 条の規定による申込みは、この要領の施行前においても行うことができる。

3 市長は、前項の申込みがあった場合には、この要領の施行前においても、第 11 条の規定により、その内容を審査し、広告掲載を決定することができる。

附 則

改正後の筑後市ホームページ広告取扱要領の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。